

法第七十三條ノ規定ヲ通シテ日本ノ改正憲法トシテ成立スル譯デアリマシテ、一言ニシテ言ヘバ「ボツダム」宣言ノ内容ヲ充實シツ、國內法秩序ニ基イテ出來上ル所ノ法デアアル、斯ウ云フ風ニ申シマス

○北浦委員 國內秩序ニ基イテ出來上ルト云フコトハ、是ハ人間ノ行爲デナクシテ自然ニ出來ルト云フ意味デスカ、或ハ御言葉ノヤウニ民選議員、即チ此ノ議會ガ作ルト云フ意味デアリマスカ、此ノ點ヲモウ一應明カニ願ヒタイ

○金森國務大臣 先程モ述ベマシタヤウニ、國法ハ國家ノ既ニ存スル法ヲ基トシテ、ソレニ基準シテ漸次出來上ツテ來ルモノデアリマス、日本ハ現在ノ段階ニ於キマシテ、國內秩序ハ原理的ニハ變ツテハ居リマセヌ、隨テ今日明カニ定マツテ居ル所ノ憲法第七十三條ノ規定ニ從ツテ此ノ改正憲法ガ出來上ルノデアリマスカラ、ソレハ議會ノ議決採決等ノ純人間ノ行爲ヲ經テ出來上ル所ノ法律的ノ國家ノ意思表示デアリマス、斯ウ云フ風ニ申シマス

○北浦委員 然ラバ現行憲法ト此ノ憲法草案ノ關係ニ付テモウ一應御伺ヒ致シマスルガ、天皇ガ民主主義ヲ御入レニナリマシテ此ノ草案ヲ御定メニナリ、ソシテ自ラノ權力ヲ制限サレタモノト斯ウ解釋スルノデスカ、或ハ現行憲法ハ倍テ措イテ、金森サンノ御説ノヤウニ、自然ニ出來テ來ル法律秩序ヲ議會ニ依ツテ成立セシメルト解釋スルノデアリマスカ、其ノ點ヲモウ一應御伺ヒタイ

○金森國務大臣 私人自然ノ秩序ニ於テ此ノ法律ガ出來テ來ルト云ツタ覺エ

ハゴザイマセヌ、憲法第七十三條ノ規定スル所ニ從ツテ、議會ガ其ノ内容ヲ充實サレ、所定ノ手續ヲ經テ此ノ憲法改正案ガ有效ニ成立スルト云ツタダケデアリマシテ、言葉ヲ換ヘテ申シマスレバ、他ノ法律ガ改正ニナル場合ト略、同ジ原理ニ從ツテ居ル譯デゴザイマス

○北浦委員 憲法第七十三條ニ依ツテ憲法ガ出來上ルト云フコトハ、金森國務大臣ノ御説明ヲ俟ツマデモナク、是ハ誰デモ知ツテ居ルノデアリマス、是ハ憲法成立ノ手續規定デアリマシテ、私ノ伺ツテ居リマスルノハサウ云フコトト違ヒマスル、左様ナ手續上ノコトヲ伺ツテ居ルノデアリマセヌ、現行憲法ト此ノ草案トノ繋ガリ、關係、前ノ憲法ト非常ニ違ツテ居リマス、天皇ノ權力ト申シマスルカ、ソレガ非常ニ制限サレテ居ル、此ノ道行キ、繋ガリヲ伺ツテ居リマスルノデ、憲法第七十三條ニ依ツテ憲法ガ成立スルノダ、左様ナコトハモウ誰デモ知ツテ居リマス、其ノ繋ガリノ關係ヲ御伺ヒ致スノデアリマス

○金森國務大臣 實ハ洵ニ私量見ガ乏シクテ恐縮致シマスルガ、(ノノノノ)此ノ憲法ハ改正セラル、ノデアリマス、隨テ基本ノ關係ニ於キマシテ、現行ノ憲法ト、今後改正セラル、憲法トハ、國家ノ基本法トシテ一貫性ヲ保ツテ居ルノデアリマス、デ憲法ガ改正セラレマスレバ、之ニ基イテ諸種ノ法律上ノ變化ガ起ルコトハ當然デアリマシテ、天皇ノ御權限モ此ノ憲法ノ改正ニ依ツテ變化スルノデアリマス、其ノ變化ガ可ナリ人ノ目ヲ驚カス程ノ激シイ變化デアリマスルケレドモ、是ハ憲

法ノ變化ニ依ツテ起リ來ルコトデアツテ、ソレ以外ノモノデハナイ、言ヒ換ヘマスレバ革命トカ、何トカ云フ思想ニ毫末モ觸レテ居ルコトデハナイ、斯ウ云フコトヲ申上ゲタノデアリマス

○北浦委員 ソレデ分ルノデアリマスルガ、サウ致シマスルト、憲法草案ハ過日來カラモ屢、伺ツテ居リマスルヤウニ、國體ハ維持サレテ居ル、斯ウ今ノ御答ヘテ解釋シテ宜イノデアルト私ハ思ヒマスルガ、果シテ然ラバ、權力ハ依然君主ノモノデアリマシテ、行使ニ付テ制限ヲ設ケタダケデ、君主ガ主格デアツテ國會ハ客人トナル、サウ云フ感ジガ起ルノデアリマスルガ、如何デゴザイマスカ、

○金森國務大臣 私人未ダ曾テサウ云フ説明ヲ申上ゲタ覺エハゴザイマセヌ、國體ガ一貫性ヲ持ツテ居ルト云フコトハドウ云フコトデアアルカト云ヘバ、天皇ヲ僮レノ中心トシテ、國民ガ統合シテ居ルト云フコトガ國體其ノモノデアリマス(拍手)是ハ毫末モ變化サレテ居リマセヌ、ソレヲ基礎トシツ、存在シテ居リマスル憲法上ノ諸規定、謂ハバ政體ト云フベキモノデアリ、或ハ誤ツテ或ル種ノ學者ガ鬼面ヲ被ツテ國體ト云ツタ、サウ云フ規定ニ變化ハアリマスルケレドモ、ソレハ本質的ナル國體ノ規定デハナイ、唯私ハ一言此ノコトヲ申上ゲテ置キマス(拍手)

○北浦委員 國體ガ一貫サレテ居ルト云フコトハ、是ハ誰ガ考ヘテモ——主權ガ元來天皇ニ在ツタモノヲ、主權ガ在民ト説明サレテ、サウシテアナタノ國體ガ一貫サレテ居ルト云フ其ノ御説明、一般ノ學者ガ驚クト云フコトデアリマスルガ、是ハ誰デモ驚ク(ノノノ)

ノ(ノノ)アナタノ仰シヤル、國體ガ一貫サレテ居ル、舊憲法時代ト草案ト一貫サレテ居ルト云フコトハ、具體的ニ御話願ヘバドウ云フコトナンデスカ

○金森國務大臣 度々繰返ヘシマスヤウニ、國體ハ天皇ヲ僮レノ中心トシテ、國民ガ統合シテ居ルト云フコトデアリマス、此ノ點ニ於テ過去モ現在モ變ル所ハナイ、是ガ明カニ一貫性ヲ持ツテ居ル所以デアリマシテ、若シ此ノコトナカリセバ、日本ノ此ノ法律秩序ハ中斷サレテ居ルト云フ説明ガ生レテ來ルト思フ譯デアリマス、私ハ毫末モ巽ニ申シマシタ私ノ國體不動ノ原理ニ曇ガアラウトハ存ジテ居リマセヌ(拍手)

○北浦委員 アナタノ御説明ハ何處マデ行ツテモ法律的デアリマセヌカラシテ、私ハソレデ其ノ點ハ止メマスルガ、僮レノ中心デアルト云フコトハ、初メカラ私申上ゲマシタヤウニ、ドウカ説明出來タラ法律的ニ御願ヒ致シタイ、斯様ニ申シテ居ル、僮レ、昔カラ僮レノ中心ダ、今モ僮レノ中心ダ、ソレハアナタ獨特ノ御説明デアツテ、ドウモ憲法ト云フ法律學ノ眼カラ見マスルト云フト、諒解シ難イモノガアリマスル、併シ何處マデ行ツテモ同ジコトヲ繰返スノデアリマスカラ、是ハ是デ止メマセウ(笑聲)

次ニ此ノ草案ハ何故緊急勅令ヤ財政上ノ緊急處分ト云フヤウナ規定ヲ持タナイカ、此ノ點ヲ一ツ御伺ヒ致シマス

○金森國務大臣 前ノ寧ろ答ヘテ御求メニナリマセヌ方ノ御尋ネニ對シテ強ヒテ御答ヘテ致シマスルガ、法律的ニ説明ガ足ラヌト云フコトデアリマシタガ、私ハ國體ノ規定ハ現行憲法ノ條文

ノ上ニ現ハレテ居ルノデハナクシテ、其ノ基礎ニ存在シテ居ルノデアアル、斯ウ信ジテ居リマス、ダカラ憲法ノ條文ニ現ハレテ居リマスノハ、本當ノ國體規定デハナイノデアリマス、ソレヲ強ヒテ國體規定ト云ツテ居ルノデ、ドウゾサウ云フヤウニ御考ヘ願ヒマス

緊急勅令其ノ他ニ付キマシテハ、緊急勅令及ビ財政上ノ緊急處分ハ、行政當局者ニ取リマシテハ實ニ調法ナモノデアリマス、併シナガラ調法ト云フ裏面ニ於キマシテハ、國民ノ意思ヲ或ル期間有力ニ無視シ得ル制度デアルト云フコトガ言ヘルノデアリマス、ダカラ便利ヲ尊ブカ或ハ民主政治ノ根本ノ原則ヲ尊重スルカ、斯ウ云フ分レ目ニナ

ルノデアリマス、ソコデ若シ國家ノ伸展ノ上ニ實際上差支ヘガナイト云フ見極メガ付クナラバ、斯クノ如キ財政上ノ緊急措置或ハ緊急勅令ト云フモノハ、ナイコトガ望マシイト思フノデアリマス、併シ本當ニ言ツテ、國家ニハ色々變化ガ起リ得ルノデアリマスルガ故ニ、全然是等ノ制度ナクシテ支障ナシトハ斷言出來マセヌ、ケレドモ我我過去何十年ノ日本ノ此ノ立憲政治ノ經驗ニ徴シマシテ、間髪ヲ待テナイト云フ程ノ急務ハナイノデアリマシテ、サウ云フ場合ニハ何等カ臨機應變ノ措置ヲ執ルコトガ出來マス、隨テ緊急ノ事柄デアリマス、シテ見レバ、サウ云フ場合ニハ、臨時ニ議會ヲ召集スルコト云フ方法ニ依ツテ問題ヲ解決スルコトガ出來ル、又臨時ニ議會ヲ召集スルコトガ出來ナイ場合ガ考ヘラレマス、ソレハ衆議院ガ解散サレ、未ダ新議員ガ選舉セラレナイ所ノ三、四十日ノ期間

ノ上ニ現ハレテ居ルノデハナクシテ、其ノ基礎ニ存在シテ居ルノデアアル、斯ウ信ジテ居リマス、ダカラ憲法ノ條文ニ現ハレテ居リマスノハ、本當ノ國體規定デハナイノデアリマス、ソレヲ強ヒテ國體規定ト云ツテ居ルノデ、ドウゾサウ云フヤウニ御考ヘ願ヒマス

デ村長スルノニモ恥カシイト云フノゾ辭メヨウカ、辭メマイカ非常ニ煩悶シタ、斯ウ云フモノハ、是カラ民主主義ノ憲法ヲ發布サレテ私ハ日本ノ國體ハ變革ガアツタト信ズルノデアリマスガ、變ルノデアリマスカラ、斯ウ云フモノハ司法大臣ハ内務大臣ト御相談ノ上デ或ル程度抹殺シテシマフ、モウ強盗ヲ殺人ヲ何時モヤル者ハ別ト致シマシテ、五十年モ経ツタ今日、尙ホ其ノ役場ニサウ云フモノヲ保存シテ置クト云フコトハ、百害アツテ一利ナイ、此ノ點、是ハ何デモ東京ノ方デモ運動ハアルラシウゴザイマスガ、國務相ノ御意見デナクシテ、司法大臣ノ御意見ヲ求メマス

○木村國務大臣 御答ヘ致シマス 只今ノ北浦委員ノ御説ハ、實ニ御尤モナ點ガアルノデアリマス、當局ト致シマシテハ、前科調書ノ處置問題ニ付テ、只今慎重ニ考慮シテ居リマス(拍手)

○北浦委員 次ニ是ハ金森國務相ニ御伺ヒスルノデアリマスルガ、民主主義保障ノ規定ヲナセ置カカカツタカ、是デアリマス、例ヘバ他ノ憲法ノ立法例ヲ見テミマスルト、此ノ憲法ヲ以テ内閣ニモ委任シナイ、又國會ニ對シテモ禁止シナイ、左様ナ權力ハ總テ人民ニ留保スル、是ハ從來ハ我が國ニ於テハ天皇ニ在ツタコトハ議論ノ餘地ガゴザイマセヌ、今後ハサウ云フ

權力ハ誰ニ歸屬スルカ、留保サレルカ、即チ國會ノ立法事項モ、内閣ノ行政行為モ御承知ノ通り決シテ無制限デアリマセヌ、ソコデ例ヘバ戰爭拋棄ノ問題デモ——是ハ戰爭拋棄ニ後戻リスルノデアリアリマセヌ、一例トシテ舉ゲルノデアリマス、外國ノ軍隊ガ日本ノ領土内ニ來テ兵營ヲ建テル、今日ハ已ムヲ得マセヌガ、我々ガ死ンデ我々ノ子孫ノ時代ニナツテ兵營ヲ建テ、サウシテ軍隊ガ日本ノ國土デ軍事行動ヲヤル、斯ウ云フヤウナコトハ當然此ノ憲法デ禁止ナケレバナラスノデアリマスガ、今日ハソレヲ居居ラレナイ、出來ナイノデアリマセウカ、我々ハ國家百年ノ後ヲ見テ此ノ憲法ヲ讀マナケレバナラス、斯ウ云フコトハ此ノ憲法ニ規定アリマセヌ、勿論内閣ニモ委任サレテ居リマセヌ、國會ニ對シテハ禁止ハシテ居リマセヌ權力デアリマスガ、今後ニ於テ斯ウ云フコトハ必ズ澤山起ツテ來ルト私ハ信ジテ居リマス、ソレヲ留保スルコト、是レ即チ民主主義保障規定デアリマス、是ハ金森國務相ニ申上ゲルコトハ釋迦ニ説法デアリマスガ、ナゼ之ヲ御置キニナラナカツタカ其ノ點理由ヲ御伺ヒ致シマス

○金森國務大臣 其ノ點ハ私實ハ研究ヲ致シテ居リマセヌ、サウ云フ疑惑ガ此ノ憲法ノ不完全サヲ指摘スル意味ヲ持チ得ルカドウカト云フコトニ付キマシテ、知識ヲ實ハ準備シテ居リマセヌノデゴザイマス、唯私考ヘマスノハ、國家ガ働キマス時ニハ、法則ヲ作ルカトナツテ働クカ、現實ノ事項ヲ處理スルカトナツテ働クカ、アルモノハ此ノ二ツデアラウト思フノデアリマスソレ以外ニハ考ヘラレナイト思フ譯デアリマス、而シテ法則ヲ作ル權能ハ國會ニアリマス、個ノ事項ヲ處理スル權能ハ内閣ニアル譯デアリマス、尙ホ此ノ個々ノ事項ヲ處理スル一部分ハ裁判所ニアル譯デアリマス、隨テ内閣ニ屬スルカ、裁判所ニ屬スルカト云フ疑ヒハ起リ得ル場合モアリマセウ、併シナガラ個々ノ事項ヲ處理スル場合ハ、内閣カ裁判所カ何レカニ屬シテ居ルノデアリマシテ、此ノ憲法ガサウ云フ覆ウテ居ナイ空間ヲ殘シテ居ルトハ考ヘテ居リマセヌ

云フコトニ付キマシテ、知識ヲ實ハ準備シテ居リマセヌノデゴザイマス、唯私考ヘマスノハ、國家ガ働キマス時ニハ、法則ヲ作ルカトナツテ働クカ、現實ノ事項ヲ處理スルカトナツテ働クカ、アルモノハ此ノ二ツデアラウト思フノデアリマスソレ以外ニハ考ヘラレナイト思フ譯デアリマス、而シテ法則ヲ作ル權能ハ國會ニアリマス、個ノ事項ヲ處理スル權能ハ内閣ニアル譯デアリマス、尙ホ此ノ個々ノ事項ヲ處理スル一部分ハ裁判所ニアル譯デアリマス、隨テ内閣ニ屬スルカ、裁判所ニ屬スルカト云フ疑ヒハ起リ得ル場合モアリマセウ、併シナガラ個々ノ事項ヲ處理スル場合ハ、内閣カ裁判所カ何レカニ屬シテ居ルノデアリマシテ、此ノ憲法ガサウ云フ覆ウテ居ナイ空間ヲ殘シテ居ルトハ考ヘテ居リマセヌ

○北浦委員 此ノ憲法ニ規定ナイ事項デ將來起リ得ルコトハ、三機關ノ何レカニ依ツテ決定サレルンダ、斯ウ云フ御答辯デアリマスガ是ハ不完全デアリマス、併シ是レ以上ハ議論デアリマスカラ申上ゲマセヌ

最後ニ現行憲法ノ三十一條デアツタカ、斯ウ云フ規定ガアリマス今後ハ戰爭ハアリマセヌガ、戰時又ハ事變ノ際ニハ、臣民ノ權利義務ハ憲法ニ規定ハシテアルケレドモ、一朝事變ノ際ニハ停止スルゾ

是ハ行ハナイ、天皇ガ總テ大權ヲ行使サレル、斯ウ云フ趣旨ノ規定ガアツタコトハ、條文ハ探セバ直グ分ルノデアリマスガ、是ハ間違ヒアリマセヌ、ソコデ先程カラ同僚ノ代議士諸君モ盛ンニ心配シテ居ラレマスルヤウニ、戰爭ハアリマスマイ、アツテハナラス、併シ國內事變ハ、是ハ金森國務相、夢デモ或ハ想像談デモアリマセヌ、將來是ハ心配シテ置カナケレバナリマセヌ、サウ云フ場合ニハ茲ニ草案ニ色々國民ニ對シテ廣範圍ノ權利ヲ與ヘテ居リマスガ、停止ノ必要アルノデハナイカ、ヤハリ私ハ第三十一條デスカ、サウ云フ規定ガ必要デハナイカト思フ、ナゼ此ノ憲法ニソレヲ置カナイカ、此ノ點御伺ヒ致シマス

○金森國務大臣 今御示シナリマシタヤウナ場合ヲ豫想スルコトハ可能デアルト思フノデアリマス現行憲法ニ於キマシテモ、非常大權ノ規定ガ存在シテ居ツタコトハ今御示シナツタ通りデアリマス併シナガラ民主政治ヲ徹底サセテ國民ノ權利ヲ十分擁護致シマス爲ニハ、左様ナ場合ノ政府一存ニ於テ行ヒマスル處置ハ、極力之ヲ防止シナケレバナラスノデアリマス言葉ヲ非常ト云フコトニ藉リテ、其ノ大イナル途ヲ殘シテ置キマスナラ、ドンナニ精緻ナル憲法ヲ定メマシテモ、口實ヲ其處ニ入レテ又破壊セラレル虞絶無トハ斷言シ

難イト思ヒマス、隨テ此ノ憲法ハ左様ナ非常ナル特例ヲ以テ——謂ハバ行政權ノ自由判斷ノ餘地ヲ出來ルダケ少クスルヤウニ考ヘテ譯デアリマス、隨テ特殊ノ必要ガ起リマスレバ、臨時議會ヲ召集シテ之ニ應ズル處置ヲスル、又衆議院ガ解散後デアツテ處置ノ出來ナイ時ハ、參議院ノ緊急集會ヲ促シテ暫定ノ處置ヲスル、同時ニ他ノ一面ニ於テ、實際ノ特殊ナ場合ニ應ズル具體的ナ必要ナ規定ハ、平素カラ濫用ノ虞ナキ姿ニ於テ準備スルヤウニ規定ヲ完備シテ置クコトガ適當デアラウト思フ譯デアリマス、現行憲法ニ於キマシテ、二段ニモ三段ニモ斯様ナ非常ナ場合ニ應ズル用意ガアツテ、謂ハバ極メテ用意周到デアアツタノデアリマスガ、實際左様ノ手段ガ明白ニ用ヒラレタ場合ハナカツタヤウニ思ツテ居リマスデアリマスカラ餘リニモ苦勞シ過ルヨリモ寧ろ自由保障ノ安全ヲ期シタ譯デアリマス

○北浦委員 私ハ政府ニ左様ナル權利ヲ持タセヨト言フノデアリマセヌ、國會ガ之ヲ握レト言フノデアリマス、金森國務相ノ御言葉ノヤウニ、議會ヲ召集シタリ、或ハ又參議院ニ悠々ト相談出來ル間ハ宜シイ、苟クモ非常時ト云フ、此ノ非常大權ヲ行使スルノハ、左様ナ時間ノナイ時ノコトヲ言フノデアリマス、御説ノ通りニ、戰爭ノ場合ニ於テモ、非常時ノ場合ニ

法制局 閣

新憲法の解説

内閣 發行

高山書院 發賣

序

新日本建設の基礎となる新憲法は、國民の眞摯なる熱意と自由なる意思により、第九十議會を通じて成立した。

新日本の世界に於ける平和的使命と文化國家としての出發は茲に始まり、全世界は大なる關心を以て之を見守るであらう。之がためにはまづ國民大衆のすべての人が、この新憲法を読むことである。理解することである。國民的教典として親しむことである。

今回たまたま新聞人山浦眞一君の筆を通じて新憲法解説の書が作成上梓されることになった。その内容と形態においてわれわれの要請を充分に満たしてくれるものと信ずる。

民主主義憲法は國民の總意によつて作られたと同時に國民の總意によつて解釋せらるべきであることは言ふを俟たない。この書の出版がこの國民的期待の方向をめざしてまづ力強き第一歩を踏み出す意味において喜びと期待とを新にする次第である。

昭和二十一年十一月

吉

田

茂

序

私は世にも珍らしい幸運者であつた。今回の改正憲法の議會審議に當り、百餘日に亘つて、兩院の有力なる議員諸君と共に、論議を交換し、或る時は氷よりも冷かなる態度を以て法理の徹底を計り、或る時は熔鐵よりも熱き心意氣に乗つて運營の將來を痛論した。斯くして日々の検討に依り改正案の有する各面を内外表裏より事細かに考へた。そしてこれこそは日本國が遅かれ早かれ踏み行かねばならぬ大道を端的に明示するものであり、これに依つて進むことのみが日本國民に負はされた必然の運命であるとの確信を、いやが上りに深めた。此の様な立場に置かれた一身を顧みるとき、此の憲法改正に關連して前述の如く多數の識者に依り斯くも廣く斯くも強く心を開發せられたことは、世にも稀な幸運に恵まれた者と言ふの外に何の言葉があらうぞ。以上は現下の私の心境であるが、これに於ても、國民諸君が速に此の憲法の本體に親しみ、之と融合し、言はば之と一體と爲り、

歴史の導く新なる段階に、全身を歡喜に震はせて、突入せられんことを希望して止まない。所で私が思ふのは、此の改正憲法に親しむには如何にしたらばよいかの點である。一見すれば憲法は文字を以て書き現はされてゐるが、本質は國民の結晶した精神の表現である。従つて國民が精醇化された精神を以て之に對面するとき、卒讀卒解であるべき筈である。私は斯く考へる。勿論個々の法律的解釋は、其の様にはゆきかねるが、基本原理に付ては上述の如くであるべきこと疑ない。唯之が爲には若干の精神的な準備を要する。それは僅でよい。それさへあれば各人の清純な常識が萬事を解決する。斯くて民主的精神に基く憲法は民主的解釋に徹底するを得て、其の歸趨を誤ること無い筈である。換言すれば改正憲法は何一つむづかしい原理を有してゐるものではない。人間を尊重し、平和と正義を正視し得る者にとつては、其の人の直感が恐らく憲法に合一する技術的な規定に目をくらまされて憲法を親しみ易からぬものと考ふるのは大きな錯覺である。但し斯くは言ふものの憲法全體を學理的に究明し又其の技術的規定を明確にすること

は専門家にとつても蓋し容易ではない。一般人が軽々しくこれを自負するとすれば弱體を露呈するの虞なしとせぬ。

今回山浦貫一君の筆を通じて作成せられた新憲法の解説は、前述の難解な學徒的研究を平易明瞭な文章の中に織り入れて、憲法の原理と應用とを一般國民に容易に呑み込み得る様にしたものである。内容が完備してゐるか、解釋が正しいか等は主たる問題ではない。憲法普及の現下の要請に照して妥當なる書物である。

ミケランジェロの彫刻は「語言はぬ」事のみが缺點とせられた。此の憲法に在つては、國民の熱情と努力とに依る所期の運營が殘された課題である。而して此の書は實に其の運營を圓滑ならしむるに付ての有力なる滑潤劑であらう。

昭和二十一年十一月

金 森 徳 次 郎

序

第九十議會で、再建日本の在り方を規律する憲法の改正が行はれ、ここに民主的、平和的、文化的日本建設への指標が示されたのである。然し乍ら、單に憲法が改正せられ施行せられただけでその目的は達せられないのであつて、まづ、その趣旨が正當に理解せられ浸透せられることが必要である。この爲には、能ふ限り平易且簡明な、読み易い解説書が必要である。この考へ方から資料等については、法制局の渡邊佳英、佐藤功の諸君の助力をも煩はして新聞人山浦貫一君に依頼し、この解説を得た。

幸にして前記諸君の非常なる御努力に依り短期間に稿を脱して公刊し得たことは、邦家の爲眞に感謝に堪えぬ所である。

昭和二十二年十一月

林 讓 治

ときは、その措置は效力を失ふことゝされてゐる(五四)。

明治憲法においては、緊急勅令、緊急財政處分、また、いはゆる非常大権制度等緊急の場合に處する途が廣くひらけてゐたのである。これ等の制度は行政當局者にとつては極めて便利に出來てをり、それだけ、濫用され易く、議會及び國民の意志を無視して國政が行はれる危険が多分にあつた。すなはち、法律案として議會に提出すれば否決されると豫想された場合に、緊急勅令として、政府の獨斷で事を運ぶやうな事例も、しばしば見受けられたのである。

新憲法はあくまでも民主政治の本義に徹し、國會中心主義の建前から、臨時の必要が起れば必ずその都度國會の臨時會を召集し、又は參議院の緊急集會を求めて、立憲的に、萬事を措置するの方針をとつてゐるのである。

四

新憲法の下における國會は、國政の中樞をなすものであつて、わが國政の將來は、國會

四四

及び國會議員が、憲法上與へられたこの重大な職責を正しく行ふかどうかにかゝつてゐるのである。

而してこのことは、終局においては、その議員を選擧するわれら國民の双肩にかゝつてゐるわけである。議會政治は要するに國民全體の政治である。われら國民は國政に對する批判を怠らず、國政を擔當するものは究極においてわれら自身であるといふ事實を深く考へなければならぬのである。

検事長の勤務延長に関する閣議決定の撤回を求め、国家公務員法等の一部を改正する法律案に反対する会長声明

政府は、本年1月31日の閣議において、2月7日付けで定年退官する予定だった東京高等検察庁検事長について、国家公務員法（以下「国公法」という。）第81条の3第1項を根拠に、その勤務を6か月（8月7日まで）延長する決定を行った（以下「本件勤務延長」という。）。

しかし、検察官の定年退官は、検察庁法第22条に規定され、同法第32条の2において、国公法附則第13条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基づいて、同法の特例を定めたものとされており、これまで、国公法第81条の3第1項は、検察官には適用されていない。

これは、検察官が、強大な捜査権を有し、起訴権限を独占する立場にあって、準司法的作用を有しており、犯罪の嫌疑があれば政治家をも捜査の対象とするため、政治的に中立公正でなければならない、検察官の人事に政治の恣意的な介入を排除し、検察官の独立性を確保するためのものであって、**憲法の基本原理である権力分立に基礎を置くものである。**

したがって、国公法の解釈変更による本件勤務延長は、解釈の範囲を逸脱するものであって、検察庁法第22条及び第32条の2に違反し、法の支配と権力分立を揺るがすものと言わざるを得ない。

さらに政府は、本年3月13日、検察庁法改正法案を含む国公法等の一部を改正する法律案を通常国会に提出した。この改正案は、全ての検察官の定年を現行の63歳から65歳に段階的に引き上げた上で、63歳の段階でいわゆる役職定年制が適用されるとするものである。そして、内閣又は法務大臣が「職務の遂行上の特別の事情を勘案し」「公務の運営に著しい支障が生ずる」と認めるときは、役職定年を超えて、あるいは定年さえも超えて当該官職で勤務させることができるようにしている（改正法案第9条第3項ないし第5項、第10条第2項、第22条第1項、第2項、第4項ないし第7項）。

しかし、この改正案によれば、内閣及び法務大臣の裁量によって検察官の人事に介入をすることが可能となり、検察に対する国民の信頼を失い、さらには、準司法官として職務と責任の特殊性を有する検察官の政治的中立性や独立性が脅かされる危険があまりにも大きく、**憲法の基本原理である権力分立に反する。**

よって、当連合会は、違法な本件勤務延長の閣議決定の撤回を求めるとともに、国公法等の一部を改正する法律案中の検察官の定年ないし勤務延長に係る特例措置の部分に反対するものである。

2020年（令和2年）4月6日

日本弁護士連合会

会長 荒 中

4 検察官につき管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例と同様の規定を設ける必要はないことについて

(1) 異動期間を延長する特例規定について

改正国家公務員法第81条の5は、管理監督職勤務上限年齢制の導入により、管理監督職勤務上限年齢に達した職員を一律降任又は転任することとなるため、当該職員の職務の遂行上特別の事情があつて、当該職員を異動させることにより公務の運営に著しい支障が生ずる場合や、当該職員の職務の特殊性があることや職員の年齢別構成等の事由により管理監督職にふさわしい職員が不足していることで、管理監督職の欠員を補充できないことにより、公務の運営に著しい支障が生ずる場合があり得ることから、異動期間を延長する特例を定めるものである。

(2) 検察官について同様の規定を設ける必要がないことについて

ア 検察官については、管理監督職勤務上限年齢制を導入し得ないことから、本条の適用はないところであるが、管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みを導入することから、改正国家公務員法第81条の5と同様の規定を設けることも考え得る。

しかしながら、検察官については、職制上の段階がなく、降任等が概念し得ないことから、他の一般職の国家公務員に比してより柔軟な人事運用が可能である。また、検察官は、定年に達した時に退官することとされているため、同時期に一齐に退官することとはされていない。さらに、管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえて導入する仕組みにおける異動時期は誕生日を基準としていることから、一齐に異動することにもならない。

このように、検察官については、適切な時機に異動を前倒しするなどすることが容易であつて、異動により補充すべきポストが一齐に生じることにもならないことから、現在も国家公務員において導入されている定年による退職の特例（国家公務員法第81条の3）に相当する規定も置かれていない。

イ したがって、改正検察庁法第9条第1項、第10条第1項、第20条第2項及び第22条第2項により管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みを導入したとしても、それにより公務の運営に著しい支障が生じるなどの問題が生じることは考え難く、検察官については、改正国家公務員法第81条の5と同様の規定を設ける必要はない。

ぞれ衆議院及び参議院においてこれを選出する。

- ⑤ 検察官適格審査会に、委員一名につきそれぞれ一名の予備委員を置く。
- ⑥ 各委員の予備委員は、それぞれその委員と同一の資格のある者の中から、これを選任する。但し、予備委員となる国会議員は、それぞれ衆議院及び参議院においてこれを選出する。
- ⑦ 委員に事故のあるとき、又は委員が欠けたときは、その予備委員が、その職務を行う。
- ⑧ 前七項に規定するものの外、検察官適格審査会に関する事項は、政令でこれを定める。

第二十四条 検事長、検事又は副検事が検察庁の廃止その他の事由に因り剰員となつたときは、法務大臣は、その検事長、検事又は副検事に俸給の半額を給して欠位を待たせることができる。

第二十五条 検察官は、前三条の場合を除いては、その意思に反して、その官を失い、職務を停止され、又は俸給を減額されることはない。但し、懲戒処分による場合は、この限りでない。